

## 入札心得書（大野城市）

- 1 入札に参加する者は、入札について他の業者と談合若しくは、何等の協議をしてはならない。
- 2 入札説明会及び入札日時までに参加なき場合は棄権とみなす。
- 3 大野城市財務規則第93条に該当する入札及び次の事項の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 談合または不正手段によると認められる入札
  - (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
  - (3) 所定の入札保証金または、入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りではない。
  - (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (5) 2通以上による入札
  - (6) 記名押印がない入札
  - (7) 金額を訂正した入札
  - (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- 4 入札参加者は、競争入札通知書の発行者あての入札書（指定様式）に必要な事項を確認・記入し記名押印のうえ、指定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。なお、入札書は封筒に入れられないこと。
- 5 代理人が入札する場合は、必ず委任状（競争入札通知書の発行者あて）を提出しなければならない。なお、その場合は、住所、称号又は名称、代表者の氏名及び代理人の氏名を記入のうえ、代理人の印鑑にて入札すること。
- 6 入札人は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず引き換え、変更または取り消しをすることができない。
- 7 仕様書等の疑義に対する説明は、定められた期限までに求め、入札後はこれらの意義等は一切認めない。
- 8 入札人のうち、予定価格以内（最低制限価格を付した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格を入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、くじによって落札者を定める。なお、最低制限価格を設けた場合において、最低

制限価格に満たない入札をした者は、再度入札に加わることができない。  
開札の結果、落札者がいない場合は再入札とし、再入札を含め、2回入札を行った結果、なお落札者がいない時は、原則として入札会を打ち切る。

- 9 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税法による課税事業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 10 落札者は、契約金額の10パーセント以上の契約保証金及び又はこれに代わる担保を納付して、落札または、決定の通知の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、財務規則第103条の2（契約保証金の減免）に該当する場合は、この限りではない。
- 11 入札に参加する者は、入札執行の完了まで、いつでも辞退することができる。
- 12 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名について不利益な扱いはうけない。
- 13 入札を辞退するときは、次の事項に掲げるところにより申し出なければならない。
  - (1) 入札執行前にあたっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参又は郵送すること。
  - (2) 入札執行中にあたっては、その旨入札書に記載し、入札箱に投入すること。
- 14 入札参加者が1社の場合、入札の執行は中止する。
- 15 この心得書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）及び大野城市財務規則の定めるところにより処理します。